

山口県市町村職員共済組合競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、山口県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が、競争入札を行う場合において、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が守らなければならない事項を定め、入札の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 入札者（その者の代理人を含む。以下同じ。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令及び本心得を遵守しなければならない。

2 入札者は、入札に関し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又は不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げ、若しくは他の入札参加者の迷惑になることを避けるほか、節度ある態度を保持しなければならない。

(入札参加)

第3条 入札者は、公告又は指名通知書の記載内容及び仕様書、設計書、図面、その他関係書類（以下「仕様書等」という。）を熟覧のうえ、適正な積算を行い、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、公告又は指名通知書で指定した期限までに、指定した提出先に、持参又はファックス送信で提出することにより質問できる。（ファックス送信の場合は、送信後、重ねて電話での連絡も要する。）

2 一般競争入札又は条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告を組合ホームページ (<https://www.kyosai-yamaguchi.jp/>) で閲覧し、仕様書等をダウンロードすることができる。

3 一般競争入札又は条件付一般競争入札で参加資格の審査を要する場合は、入札者は、公告で定められた日時までに、入札参加資格確認申請書により申請を行わなければならない。

4 第9条第1項に規定する不穏な言動等により入札の取り止め等となった入札者及び第16条に規定する落札の取消しとなった落札者は、その事由が発生した日から2年間、入札者となれない。

(入札者の代理)

第4条 入札者は、入札に係る権限を他の者に代理させることができる。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、入札書（第1号様式）を提出するまでに委任事項等が明確に記載された委任状（第2号様式）を提出しなければならない。

3 前項に規定する委任状の委任者については、入札者の住所、名称及び代表者等を記載し、委任者の氏名及び連絡先を記載するものとする。

4 代理人による入札については、代理人の氏名を明記しなければならない。

5 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理を兼ねることはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

- 2 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、外部の者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行ってはならない。携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為も、同様とする。
- 3 入札者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてはならない。
- 4 入札者は、落札者の決定の前に、他の入札者に対して入札金額又は辞退の意思を開示してはならない。

(入札の辞退)

第6条 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を作成し、組合に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達したものに限る。)により行わなければならない。
- 3 入札執行宣言後における入札の辞退は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札書と同様の方法により入札執行者に提出して行う。
- 4 口頭による入札の辞退は、これを認めない。
- 5 入札者は、提出した入札辞退届を撤回することはできない。

(入札執行)

第7条 入札執行者は、公告又は指名通知書に定める入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行宣言をするものとする。ただし、公平かつ公正な入札執行の観点から特に必要があると認められるときは、入札執行者は、入札執行宣言を適宜遅らせることができる。

- 2 入札執行宣言から入札執行終了宣言までの間は、入札者の入退室は認めない。
- 3 入札者は、入札執行に関し、担当職員の指示に従わなければならない。

(入札書等の提出)

第8条 入札者は、所定の事項を記入し、押印した入札書をあらかじめ公告又は指名通知書に示した日時及び場所において、入札執行者の指示により提出しなければならない。

- 2 入札者は、組合が指定した場合は、初回の入札においてのみ工事費内訳書又は入札書内訳書(以下「内訳書等」という。)を入札書と同時に提出しなければならない。
- 3 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 入札者は、入札書の記載において、次の事項を守らなければならない。ただし、公告、指名通知書又は仕様書等において別の定めをした場合は、当該別の定めによるものとする。
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者にあつては、税抜き金額)を入札額として記載すること。
 - (2) 記載する金額は、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・9)を用いて正確に記入すること。この場合において、金額の頭書に、¥の記号を付けること。

(3) 工事名又は件名、入札額、入札する年月日、入札者の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

(4) 鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入すること。

(5) 入札金額の加除訂正、文字の訂正、挿入及び抹消は認めないので新しい入札書を使用すること。

5 入札者は、内訳書等及び入札参加資格確認申請書(入札書と同時に提出する場合に限る。)の記載において、次の事項を守らなければならない。

(1) 内訳書等においては、入札金額と同じ金額が表示されていること。

(2) 工事名又は件名、入札者の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

(3) 鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入すること。

(4) 文字の訂正、挿入及び抹消は認めない。

(5) 入札参加資格確認申請書については、公告で示した添付書類を添付すること。この場合において、前2号の規定は、添付書類の記載において準用する。

6 入札者は、入札参加資格確認申請書(入札日前にあらかじめ行う事前審査のため提出する場合に限る。)の記載等において、次の事項を守らなければならない。

(1) 申請日を記載すること。

(2) 工事名又は件名、入札者の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

(3) 鉛筆その他消えやすい用具を使わず楷書で丁寧に記入すること。

(4) 公告で示した添付書類を添付すること。この場合において、前号の規定は、添付書類の記載において準用する。

(入札の取り止め等)

第9条 組合は、入札の執行に際して、入札者が談合し、又は不穏な言動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 組合は、入札の施行に際して、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

3 入札執行宣言前に入札者が1者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札においては、この限りでない。

4 再度入札(第14条の規定による2回目以降の入札をいう。)において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。

(開札)

第10条 開札は、入札後直ちに、その場において入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行うものとする。

2 開札に当たっては、落札者が決定した場合は、落札者とその入札金額を発表し、開札結果表を入札者に提示するものとする。

3 入札者は、開札結果表の撮影若しくは複写をすること、又は開札結果表の写しを求めることはできない。

(無効とする入札)

第11条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札
- (2) 記名を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 語字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札
- (6) 同一条件の入札について、他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他、公告及び仕様書等で求めた条件に違反したと認められる入札

(失格とする入札)

第12条 次の各号に該当する入札は、失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合で、予定価格を上回る金額の入札
- (2) 再度入札において、前回の最低価格以上の金額の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人の入札
- (4) 入札辞退届を提出しない者

(落札者の決定)

第13条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、口頭又は書面により、直ちにその旨を落札者に通知する。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した金額の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札が失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

(落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

2 当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(落札者の取消し)

第16条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとする。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。

(契約書の案の提出)

第17条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札通知を受けた日から5日(工事においては、10日)以内に、契約書の案を組合に提出しなければならない。ただし、組合の承諾を得てこの期間を延長することができる。

(異議の申立て)

第18条 入札者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

(施行期日)

この心得は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。